

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 特定基準法人税額に係る確定申告書の記載事項等の細目を定めることとする。
(第7条の2、第7条の3関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、令和6年4月1日から施行することとする。(附則関係)